

令和 7 年 8 月 2 1 日

保育料等の第 1 子無償化の補助対象の拡大について

令和 7 年 9 月から、東京都の保育料等の無償化が第 1 子まで拡大することに伴い、杉並区の私立幼稚園等における保護者補助金の対象について、下記のとおり変更いたします。

■預かり保育の無償化の対象者拡大

令和 7 年 9 月以降、課税世帯の満 3 歳（第 1 子）を預かり保育料の補助対象に拡大します。区が保育の必要があると認定（※）した満 3 歳の幼稚園児を有し、預かり保育を利用する課税世帯に対して、対象児童一人当たり月額 1.63 万円（在園児の預かり保育は月額 450 円）を上限として補助します。

※今回新たに対象拡大となる方が 9 月から預かり保育料の補助を受ける場合、9 月中に申請いただく必要があります。

■預かり保育料補助の対象

<令和 7 年 8 月まで>

区分		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
3 歳～ 5 歳		補助対象		
満 3 歳	非課税世帯			
	課税世帯			

<令和 7 年 9 月以降>

区分		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
3 歳～5 歳		補助対象		
満 3 歳	非課税世帯			
	課税世帯			

【担当・連絡先】

杉並区保育課子供園・幼稚園係
代表電話 03-3312-2111（内線 1383）